

2 地域福祉のネットワークづくりプロジェクト

平成15年度末の現状

- 基幹型在宅介護支援センター^{(*)1}の設置（平成14年10月1日）
- 高齢者地域見守りネットワーク事業の実施

平成20年度までの目標

- 健康づくりや福祉活動だけでなく、環境活動や青少年健全育成などあらゆる分野の基本単位として、小学校通学区域を基本とするネットワークを形成し、地域に密着した活動を広げていきます。

取り組み内容

1 【取り組み1】

地域の支えあいネットワークの形成<目標1-(3)-①>

見守りが必要な高齢者、支えあいが必要な障害者や子育て家庭などを地域で支援していくため、地域の民生委員・児童委員^{(*)2}、市民による協力員、介護相談員、ケアマネジャー^{(*)3}、ホームヘルパー^{(*)4}、社会福祉協議会、町内会・自治会、事業者などによるネットワークの形成を進めます。（高齢者地域見守りネットワーク事業やふれあいのまちづくり事業と連携）

2 【取り組み2】

地域ケアシステムの整備<目標1-(3)-②>

地域型在宅介護支援センターと高齢者地域見守りネットワーク活動の連携や、基幹型を中心とした在宅介護支援センターのネットワーク化などにより、支援を必要とする高齢者に、効果的・効率的に介護サービスや介護予防、健康づくり、生活支援サービスが提供できる総合的地域ケアシステム^{(*)5}を整備します。

(*)1 在宅介護支援センター…在宅の援護が必要な高齢者やその家族に対して、介護や生活上の不安、悩みなどの相談に応じ、必要な福祉サービスが総合的に受けられるよう調整する24時間対応の施設。市内には地域を担当する「地域型」（7か所）とこれらの連絡支援を中心に行う「基幹型」（1か所）の2種類の在宅介護支援センターがある。

(*)2 民生委員・児童委員…民生委員とは、厚生労働大臣の委嘱を受け、住民の要望を関係機関に伝えるとともに、ひとり暮らしの高齢者や障害者等の訪問や相談などの支援を行う民間の奉仕者。児童委員は、児童問題に関わる行政機関や児童・青少年育成者・学校関係者と協力し、地域で子どもが健やかに育つ環境づくりや各種相談・援助を行う民間の奉仕者であり、児童福祉法において民生委員が兼ねることとされている。

(*)3 ケアマネジャー…介護保険を機に導入された専門職で、サービスを受けたい人の意向を聞きながら、その人に合ったサービスを組み立てて必要な手続きを行う。

(*)4 ホームヘルパー…介護や家事など日常生活の世話をすること。訪問介護員。

(*)5 地域ケアシステム…高齢者やこれから高齢になっていく人たちが、体が不自由になってきても、自宅や住みなれた地域を離れることなく生活していくために、必要なサービスをその人に一番良い形で提供できるようなしくみを連携してつくっていこうというもの。



【取り組み3】

活動拠点の整備・確保の推進<目標1-(2)-③>

NPO^{(*)1}・ボランティア等の活動を促進するため、学校の余裕教室^{(*)2}、空き家、空き店舗などを活用した小規模な地域の活動拠点を整備・確保します。

スケジュール

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
取り組み1					
地域の支えあい ネットワークの 形成	高齢者地域見守りネットワーク事業の推進				
	ふれあいのまちづくり事業への支援 (ふれあいのまちづくり住民懇談会を市内の全小学校通学区域へ)				
取り組み2					
地域ケアシステム の整備	在宅介護支援センターのネットワーク化				
	在宅介護支援センターと高齢者地域見守りネットワーク事業との連携				
取り組み3					
活動拠点の整備・ 確保の推進	活動拠点の整備・確保と活用				
	関係機関との調整と活用				

<用語解説>

- (*)1 NPO…英語のNon Profit Organizationの略で、直訳すると「利益をあげない組織、非営利団体・法人」。
地域のためになる活動を、会社のような組織として行う団体。
- (*)2 余裕教室…少子化の影響で児童数や学級数が減少したため、以前教室として使用していた部屋を他の用途に活用したもの。